

# 伊達市旅先納税事業加盟店募集要綱

## 1 目的

伊達市滞在時又は訪問前に気軽にスマートフォンからふるさと納税を申し込むことが可能なサービス（以下「旅先納税」という。）を開始します。返礼品は市内事業者で利用できる電子商品券とし、寄附された市外在住の方が、実際に伊達市を訪れていただくことで、市内での消費喚起、交流人口の増加、市内事業者の活性化を図ることを目的とします。

## 2 実施概要

旅先納税利用者は、旅先納税専用のWebサイトからふるさと納税を行い、返礼品として伊達市e街ギフトを取得します。取得した伊達市e街ギフトを自身のスマートフォンで表示させ、旅先納税取扱事業者に対して提示します。取扱事業者は、決済機器である電子スタンプを使い、スマートフォンの画面に触れ、決済を行う簡易、迅速な内容となっております。

## 3 参加資格・条件

参加資格・条件については、以下の要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 伊達市e街ギフト加盟店規約に同意したもの
- (2) 伊達市内に本社・本店を有するもの（大滝区の事業者はこの限りではない。）
- (3) 総務省がまとめたふるさと納税返礼品の地場産品基準（別紙参照）に該当する商品・サービスを提供しているもの
- (4) 市外の店舗にて伊達市e街ギフトの使用を制限できるもの
- (5) 市税の滞納がないもの
- (6) 各種法令、条例等に適した業務を行っているもの
- (7) 個人情報の取扱いを厳重に行うことができること。
- (8) 新型コロナウイルス感染対策（新北海道スタイル）を実施していること。
- (9) 次のいずれにも該当しないもの
  - ア 特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行っているもの
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

## 4 返礼品の概要

旅先納税の返礼品としての伊達市e街ギフトの概要は以下のとおりとします。

- (1) 取扱ギフト種類 : 4種類の電子商品券（1円単位で使用できるものとする。）を用意
  - 1,500円分（5,000円以上の寄附で付与）
  - 3,000円分（10,000円以上の〃）
  - 15,000円分（50,000円以上の〃）
  - 30,000円分（100,000円以上の〃）
- (2) ギフトの使用期限 : 取得してから90日後

## 5 換金手数料及び精算サイクル

換金手数料：伊達市 e 街ギフト取引精算額の 2.0%

※売り上げから換金手数料をお引きし、残額をお支払いします。ただし、令和 5 年 3 月 31 日までは無料とさせていただきます。

精算サイクル：月に 2 回締日（原則毎月 15 日と月末。ただし、土日祝日の場合は、前営業日）を設け、その日までの間に市に到着した取引データをもとに、月に 2 回（締日から 10 営業日以内の日。）に指定口座へ売上金を振り込むものとする。ただし、都合により、振込日の変更となる場合があります。

※振込予定日は別紙スケジュール表をご確認ください。

## 6 加盟店登録申込について

加盟店への登録希望者は、下記の書類 2 点をご準備の上、伊達市役所企画財政課企画調整係まで郵送、メール、持参または FAX にてご提出をお願いいたします。

※旅先納税システムや電子スタンプのセットアップに 2～3 週間程度お時間を頂きますので、ご承知おき願います。

- (1) 伊達市 e 街ギフト加盟店誓約書兼旅先納税事業加盟店申込書
- (2) 完納証明書（既にふるさと納税返礼品取扱事業者として市に提出している場合は不要）

### 【提出方法】

- 郵送or持参：〒052-0024 伊達市鹿島町20-1  
伊達市企画財政部企画財政課企画調整係 旅先納税担当 宛
- メール：kikaku@city.date.hokkaido.jp
- FAX：0142-23-4414

## 7 その他

この要綱に定めるもののほか、伊達市旅先納税事業に関し必要な事項は、伊達市が別に定めます。